

令和8年度

石川県立穴水高等学校

【学校いじめ防止基本方針】

目次

1	いじめ問題への基本姿勢	・・・・P	2
2	いじめ防止等のための組織及び施策等 (いじめ対応マニュアル)	・・・・P	3
3	いじめの定義と留意点	・・・・P	4
4	いじめ未然防止への取り組みについて	・・・・P	5
5	いじめに対する措置	・・・・P	6
6	いじめ発生時の対応図	・・・・P	7
7	重大事態への対処	・・・・P	8
8	いじめ防止のための対策等	・・・・P	9
9	主な相談機関一覧	・・・・P	10
10	生徒指導提要の改定にあたり	・・・・P	10

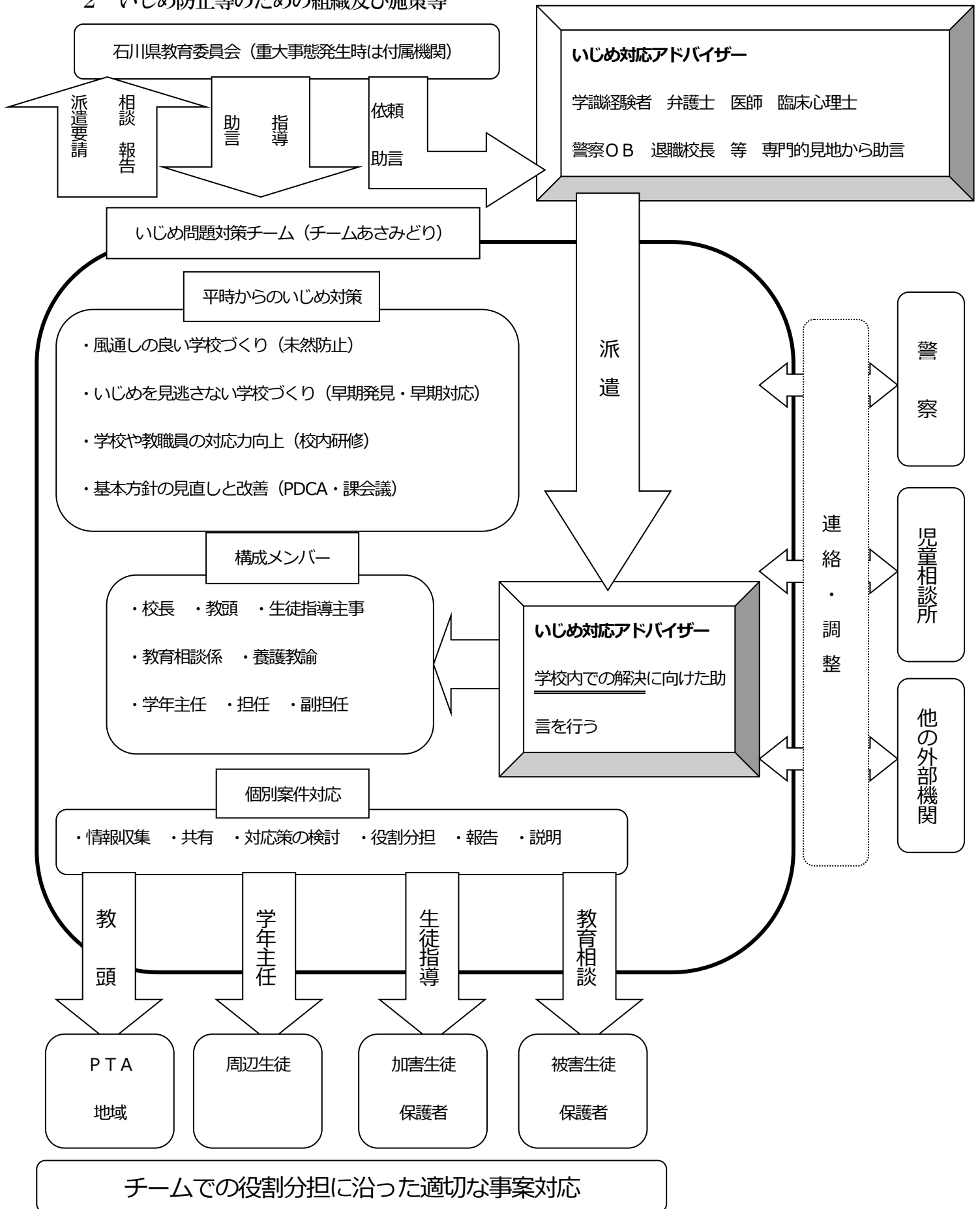
1 いじめ問題への基本姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では以下の基本姿勢に基づいて、いじめ問題に対応していきます。

- ア 「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」という意識を全教職員が持ち、学校教育全体を通じて、生徒に理解させ、周知させる。
- イ 教職員一人ひとりが普段から、「生徒一人ひとりを大切にする」、「いじめを見逃さない」、「日常的な態度を観察する」という認識で指導にあたる。
- ウ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを意識し、生徒の観察及び家庭との連携を継続する。
- エ 定期的な調査のみならず、面談週間を設け、日頃からきめ細かな実態把握に努める。関係機関との連携も図りながら、情報を全職員で共有するとともに、未然防止に努める。
- オ 全教職員が「積極的認知」の共通理解をもって早期発見と早期対応に努める。

2 いじめ防止等のための組織及び施策等



3 いじめの定義と留意点

【定義】

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」

（平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より）

【留意点】

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ・いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法 第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ・「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・けんかやふざけであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ・行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など）については、加害行為を行った生徒にいじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

4 いじめ未然防止への取り組みについて

① 規範意識の育成

授業規律や校内でのマナー遵守を定着させ、規範意識を醸成するとともに、生徒が安心して学ぶことができる環境を作る。

② 道徳教育と人権教育の充実

学校での教育活動全体を通じた道徳教育と人権教育を充実させ、特に、生徒会活動や学級活動を通じて「いじめを絶対に許さない」という雰囲気づくりに努める。

③ いじめの早期発見

日頃から教師が積極的に声かけを行い、信頼関係を構築することを心がけ、ささいな兆候などを見逃さないよう努める。本校では定期的に登校指導、校内外巡視を全教職員で実施し、生徒の様子に関する情報共有をはかりながら未然防止に努める。また、アンケート前に個別面談週間を設け教職員間の情報交換を密に行うことで、早期発見に努める。さらに、保健室や相談室との連携や、電話相談窓口の利用を周知するとともに、スクールカウンセラー等の効果的な活用も図る。

④ 地域や家庭との連携促進

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体等との連携促進を図り、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

5 いじめに対する措置

- ・校長を中心とした「いじめ問題対策チーム」による組織的な対応を行い、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。
- ・いじめ問題の解決にあたり、学校のみで解決することに固執せず、速やかに保護者、石川県教育委員会に報告するとともに必要に応じて児童相談所、警察等の地域関係機関と連絡を取り、連携・協力を要請する。
- ・事実関係を掌握する際には、当事者のみならず、保護者や友人等からの情報収集にも努める。
- ・いじめの事実を伝えて指導する場合には、必ず被害生徒・加害生徒とその保護者の同意を得て行う。
- ・いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。
- ・必要に応じて、児童生徒に対する継続的なカウンセリングの依頼等、相談機関との連携を図る。
- ・暴力や恐喝等を伴う場合には、早急に警察との連携を図る。

※ ネット上のいじめへの対応

- ・早期発見の観点から、石川県教育委員会と連携し、ネットパトロールの情報をもとに、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。また、機会を捉えSNS等に関する講演会等を実施する。
- ・児童生徒に対する情報モラル教育を充実させるとともに、インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童生徒同士のルール作りを推進する。また、機会を捉えスマホ等に関する意識調査を実施する。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるために直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合には、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。また、必要に応じて、警察や地方法務局の協力を求める。
- ・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・本校では令和3年度より、生徒主体の穴高スマホルールを定めて日常的に実施している。生徒が主体となって考察できる活動場面を仕掛け、PDCAサイクルを構築しながらネットに関する諸課題を自分たちで解決する指導を計画的・効果的に実施する。

6 いじめ発生時の対応図

いじめに関する問題の発生 兆候の発生

↓ 本人からの連絡・保護者や友人等からの連絡・面談やアンケート調査による発見（積極的認知）

担任または関係職員

↓ 情報収集（正確に・詳細に・迅速に）

校長・教頭

↓ 委員会招集

いじめ問題対策チーム

構成委員（校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・教育相談係・担任・副担任）

↓ による、具体的対応策の検討

職員会議

全職員の共通理解

いじめられている生徒 ← 担任・副担任・教育相談係・養護教諭

- ・保護者への連絡
- ・親身な相談、心のケア
- ・経過観察

いじている生徒 ← 学年主任・生徒指導

- ・保護者への連絡
- ・事情聴取
- ・個人指導
- ・経過観察

再発防止

- ・学級、学年集会、全校集会及び保護者会等を開催し、指導を行うとともに、情報を共有する。
- ・全校生徒が安心して学校生活を送ることができるように対応する。いじめを見逃さない学校づくりの推進。

7 重大事態への対処

ここでの「重大事態」については、「いじめ防止対策推進法」第28条で以下のように定義されています。

(第1号)

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

(第2号)

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態が発生した場合について

- ・ 県立学校は県教育委員会の指導・助言のもと、速やかに県立学校の下に、重大事態の調査組織を設置し、質問票の使用その他適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

8 いじめ防止のための対策等

①年間スケジュール

月	委員会等	学校行事(防止対策)	未然防止・早期発見
4	生徒指導連絡協議会	・全校集会 ・新入生オリエンテーション	情報収集と共通理解
	教育相談委員会	・清掃ボランティア・交通安全教室・防犯教室	登校指導 身だしなみ指導①
	カウンセリング委員会	・全校集会(大型連休中心得)	面談週間①(個別面談)
5	PTA総会		
	いじめ対策チーム	・薬物乱用防止教室	いじめアンケート調査①
	カウンセリング委員会		心と体の健康調査①
6	カウンセリング委員会		身だしなみ指導②
7	カウンセリング委員会	・全校集会(夏期休業中心得)	面談週間②(個別面談)
	保護者懇談会①		身だしなみ指導③
8	カウンセリング委員会	・夏期休業校外巡視	補習・部活動
9	PTA生活指導委員会	・グッドマナーキャンペーン	いじめアンケート調査②
	生徒指導連絡協議会		心と体の健康調査②
	カウンセリング委員会		身だしなみ指導④
10	いじめ対策チーム	・人権教育	身だしなみ指導⑤
	カウンセリング委員会		ホッとネット講座
11	PTA生活指導委員会	・教育ウイーク学校公開	面談週間③(個別面談)
	カウンセリング委員会	・自動車学校説明会 ・全校集会(冬期休業中心得)	身だしなみ指導⑥
12	保護者懇談会②	・歳末募金ボランティア	いじめアンケート③
	生徒指導連絡協議会		心と体の健康調査③
1	いじめ対策チーム		身だしなみ指導⑦
	カウンセリング委員会	・PTA理事会	
2	PTA生活指導委員会	・全校集会(春期休業中心得)	身だしなみ指導⑧
3	生徒課会議		

②道徳教育を通じて、生徒が主体となって活動する場面を設定し、自らいじめについて考える機会を設ける。

③生徒指導通信を学期に1回発行(データ配信)する。

④PDCAサイクルによる活動の見直し、改善を実施する。

9 主な相談機関一覧

機関名	電話番号	受付時間
24時間心のいじめ相談テレホン	076-298-1699	24時間受付
石川県こころの健康センター	076-238-5761	月～金 8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～金 9:00～17:00
石川県七尾児童相談所	0767-53-0811	月～金 8:30～17:45
子どもの人権110番(金沢地方法務局)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
小立野青少年相談室(金沢少年鑑別所内)	076-231-1603	月～金 9:00～16:00
いじめ110番(石川県警少年サポートセンター)	0120-617-867	24時間受付
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00

10 生徒指導提要の改定にあたり

令和4年12月に生徒指導提要が改定され、生徒指導の定義が以下のように示された。

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

また、生徒指導の定義を踏まえ、生徒指導の目的が以下のように示された。

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。となっている。

このことから、本校では、生徒が社会の中で自分らしく自発的・主体的に成長や発達ができるよう指導や援助を行い、生徒の個性のよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるべく、より良い人間関係づくりを構築するために、ここに定める「学校いじめ防止基本方針」を毎年度ごとに見直し、積極的ないじめの認知を進めつつ、教職員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上を図る。